

鳥取県中部地震からの復旧

倉吉市打吹玉川重要伝統的建造物群保存地区

○鳥取県中部地震における被災家屋 15,000戸
⇒ 全体の約6割程度の家屋が復旧(H29.5末時点)

○倉吉市打吹玉川地区(重要伝統的建造物群保存地区)
について。。。⇒ 未だ1割程度の復旧に止まる

当該地域においても生活や事業を営む住民があり、
生活再建に向けた早期の建物修復は喫緊の課題

伝統的建造物群における災害復旧については、
都道府県の判断による事前着工等、早期の復旧
が可能となる制度化が必要

※文化庁からは、交付決定前の事前着工手続き適用等、全面的な協力があり、発災後1ヶ月程度で着工できたが、「冬を前に馴染みの業者が手一杯となり早期修繕ができなくなった」、「商店の営業に影響が出ている」などの声も寄せられた。



漆喰壁の崩落等の被害があった
白壁土蔵群の赤瓦三号館



発生日 平成28年10月21日 14:07
震源地 鳥取県中部
マグニチュード 6.6
最大震度 6弱 倉吉市など



依然ブルーシート
が残る市内中心部



国登録有形文化財である
旧国立第三銀行倉吉支店



文化財保護行政上の要請への対応

専門的・技術的判断の確保

今回の提案は、文化財等と首長部局が所管する観光政策等を一体的に実施し、効果的なプロモーション等につなげるため、首長部局での選択的実施を提案するもの。
このため、**その核となる文化財の保護管理は必須のもの。**

現 行

- 日常的な業務については、主に文化財専門職員が分担
- 文化財の保護管理等に関し、重要事項（条例に基づく指定など）については、文化財保護法に基づき「地方文化財保護審議会」を設置し、学術的・歴史的価値評価に基づく専門的・技術的判断を実施。

学術的・歴史的な価値評価に基づく、専門的・技術的判断を担保する体制の維持が不可欠

移管後

- 「地方文化財保護審議会」等の専門機関の設置等は必須
- 日常的な業務に従事する文化財専門職員や学芸員などの専門知識を有する職員の配置についても必須

文化財保護行政上の要請への対応

政治的中立性の確保

現 行

- 法令等の規定に基づき、第三者機関である「文化財保護審議会」に図った上で判断。
- 文化財の保護・保存に係る事業費の予算編成権は首長が有している。
⇒ 移管により、文化財の保護・保存が首長の政治信条によって
ゆがめられる可能性は低い。

政治的中立性、継続性・安定性の確保

- 本県の取組である「青谷上寺地遺跡」の
史跡公園整備は、今後10数年かけて
整備を進めるもの
- 文化財としての史跡公園の整備だけでなく、
周辺案内の多言語化整備など観光の側面
からの一体的な整備について、
 - ・関係者による**長期的視点におけるタイムスケジュールの共有**
 - ・必要な人材、予算等を継続的・安定的に確保していくこと



弥生人の脳



木製容器

文化財保護行政上の要請への対応

開発行為との均衡

- 文化財の保護等については、文化財保護法等の法令に定められている。
- 当県においても、鳥取県文化財保護条例等の規程を定めている。
- 県内での埋蔵文化財の取扱の標準化を目的に「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」を定め、調査対象遺構、調査範囲等について的確に運用している。

都市計画法における開発行為については、事前に関係法令に基づき関係機関への事前協議が必要となっている

埋蔵文化財の取扱

■周知の埋蔵文化財包蔵地

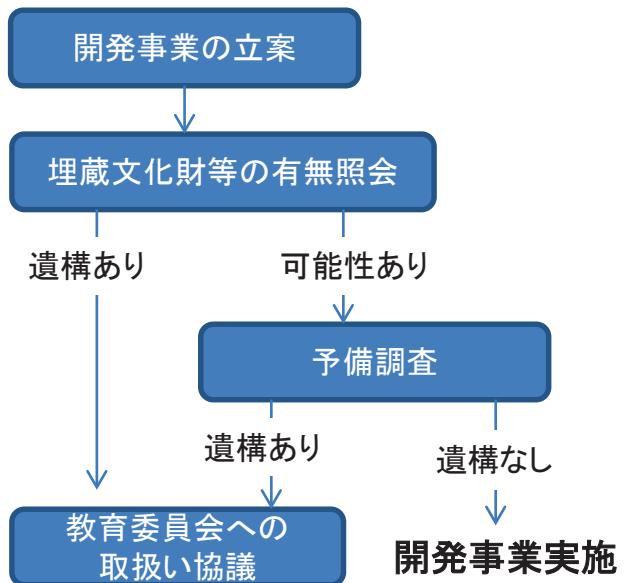
⇒貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵することが周知されている土地については、市町村教育委員会の調査等のもと県教育委員会と協議の上、決定(文化財保護法第93条)。

⇒埋蔵文化財包蔵地の発掘にあたっては県教育委員会へ届出が必要となる(同法92条)。

■上記以外で埋蔵文化財が発見された場合

⇒現状を変更することなく、県教育委員会へ届出(同法96条)

【埋蔵文化財取扱フロー図】



仮に首長部局に移管された場合の開発行為との均衡

- 文化財保護法の規定で任意設置とされている「**地方文化財保護審議会**」を必置のものとする。
- 鳥取県文化財保護審議会に**考古学の専門家**で構成する埋蔵文化財部会が設置されており、重要な遺構等の発見の際は、**学術的視点**から適切な判断が可能。

文化財保護行政上の要請への対応

学校教育や社会教育との連携

【地教行法の改正(平成20年)】

スポーツに関すること、文化に関することについて、選択的に首長部局でも実施可能となった。

⇒ 鳥取県では、これらの行政課題について知事部局での実施により、スピーディな体制で

①学校現場と連携した取組強化、②地域全体の活性化に資する取組が等行われており、文化財についても同様の実施が十分可能。

文化

- 平成20年度に知事部局に文化振興課を設置
- 教育委員会と連携し、地域で保存・継承されてきた無形民俗文化財を含む伝統芸能について、「とっとり伝統芸能まつり」を開催し、事業移管時の3倍の観覧者に増加
- 国外及び県外の団体を招聘し、県内団体等との交流事業に高校生ボランティア等も参加、運営に携わり、若い世代が伝統芸能に親しむ契機となっている



スポーツ

- 平成26年度に知事部局にスポーツ課設置
- 東京五輪等を契機とした事前キャンプ、大会・合宿誘致等による地域でのスポーツ機運の醸成、選手の発掘・育成、競技力向上等を連携実施。
- 世界レベルで将来有望なアスリート輩出等の好循環を生み出す等スピーディな事業体系を構築
 - ・ジャマイカ陸上チーム合宿誘致と交流事業
 - ・県内での世界大会開催決定と競技施設の整備
 - ・障がい者スポーツの拠点化の推進
 - ・ジュニア選手の発掘・育成と強化支援 等

